

西尾和美臨床心理基金 CSPP 日本校修了生のための
心理検査用具等の貸し出しに関する規定

2020.09.21

特定非営利活動法人 日米心理研究所内
西尾和美臨床心理基金事務局

(目的)

第1条：この規定は、日米心理研究所内西尾和美臨床心理基金部(以下「基金部」という)が、その保管する心理検査用具等(以下、「検査用具等」という)を、カリフォルニア臨床心理大学院(以下「CSPP」という)日本校修了生(以下「修了生」という)を対象に行う継続教育のために貸し出す際の遵守事項について定めることを目的とする。

(貸出の範囲と制限)

第2条：貸し出しの対象は、修了生に限る。

第3条：修了生は、貸し出しを受けた検査用具等を、第三者(修了生であると否とを問わない)に転貸してはならない。

第4条：貸し出しを受けた修了生は、日本心理学会、日本臨床心理学会の心理検査に関する倫理綱領や規約、およびそれぞれの心理器具の販売元の定める使用方法に関する規定にのっとり検査用具等を使用しなければならない。万が一それに沿わない使用の仕方をしていくことが判明した場合には、即貸し出しを中止し、修了生は検査用具等を直ちに基金部に返却する。この場合、以後の貸し出しは禁ずる。

(貸出の手続き、費用、貸出期間、および返却方法)

第5条：貸し出しを希望する修了生は、オンライン上で貸し出し状況を各自確認し、メールで申し込みをする。その際、身分を証明するために、免許証、パスポート、保険証などを提示するものとする。

第6条：貸し出し期間は、修了生が検査用具等を受領した日から1カ月間とする。ただし、事情に応じて期間の延長ができる。延長を希望する場合には、期間内に、メールにて、延長を希望する期間を明示して申し込みをし、協議の上、基金部が延長の可否及び延長期間を定める。

第7条：1回の貸し出し料金は2000円とする。そのうち1000円は基金部から助成され、貸し出し本人の負担額は1000円とする。

第8条：検査用具等は基金部から、着払いで送付される。返却は、検査用具等を受領した日から1カ月以内に、元払いで基金部宛に発送する。

第9条：修了生は、貸し出し期間中であっても、基金部から返却を要求された場合は、これに直ちに応じる。

(弁償)

第10条：修了生は、善良な管理者の注意義務をもって検査用具等を管理し、万が一、検査用具等を破損あるいは紛失した場合は、基金部に対し、再調達時のその検査用具等の定価と、手数料2000円を支払う。